

令和元年度指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関 に対する立入検査結果について

令和2年4月22日
原子力規制庁

原子力規制庁は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）に基づく指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関である公益財団法人核物質管理センター（以下「NMCC¹」という。）において、平成27年から平成28年にかけて情報セキュリティ対応の不備（情報流出の発生及び当該事象について原子力規制委員会に対する報告を怠ったことなど）があったことから、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく指定情報処理機関及び指定保障措置検査等実施機関に対する立入検査実施要領」（平成29年3月1日 原子力規制委員会）に基づき、平成28年度から毎年、NMCCに対して原子炉等規制法の規定²に基づく立入検査を実施している。

令和元年度に実施した同立入検査の結果及びその後の状況は以下のとおり。

1. NMCCに対する立入検査実施状況

事業所名	実施日
本部（東京都台東区）	令和2年2月12日
六ヶ所保障措置センター	令和2年2月14日
東海保障措置センター	令和2年2月20日

※ 立入検査時に対応状況が確認できなかったものについては、追加的に資料の提出を求め確認した。

2. 主な検査内容

¹ Nuclear Material Control Center

² 指定情報処理機関に対しては原子炉等規制法第61条の23第1項の規定、指定保障措置検査等実施機関に対しては同法第61条の23の20の準用規定

(1) 情報セキュリティ関係

- ① 情報セキュリティの強化のために導入した新基盤情報システムの運用状況
- ② 情報セキュリティ対策を自律的に維持・改善するための体制の整備状況
- ③ 情報関連規程類の改善状況

(2) 一般事項

- ① 品質保証活動の実施状況

3. 立入検査結果及びその後のフォローアップ

(1) 情報セキュリティ関係

令和元年度における情報流出等の情報セキュリティ対応の不備は認められなかった。また、昨年度までの指摘事項はいずれも改善されていることに加え、以下の通り、NMCCの情報セキュリティ対策が大幅に改善されたこと、今後の継続的改善の方向性が適切であることを確認した。

- ・令和元年7月に新基盤情報システムの本格運用を開始し、運用開始後の不具合やトラブル等への対応を問題なく行った。
- ・従来から実施してきた情報セキュリティに関する内部監査に加え、令和元年度からは外部監査も開始するなど、情報セキュリティ対策を自律的に維持・改善できる仕組みを構築しつつある。
- ・情報セキュリティポリシー、情報管理規程、情報管理要領の改訂により、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーへの準拠等を進めている。

その他個別に確認した事項の中に指摘すべき点は認められなかったが、外部監査において指摘された ISMS マニュアルの運用に関する対応方針の検討、支給外情報端末の取り扱いに関する情報セキュリティ関係規程の改訂等について対応するようNMCCに指導した。

(2) 品質保証活動の実施状況

品質保証の関係規程類に基づき適切に業務をマネジメントするシステムが構築されていること、また、NMCCとしての統一的な品質保証マニュアルの体系の整備や改訂を実施していくこと等、今後の継続的改善の方向性が適切であることを確認した。その他個別に確認した事項の中に指摘すべき点は認められなかったが、長期間改訂していない品質保証関連文書は計画的に改訂するようNMCCに指導した。

4. 今後の対応

平成28年度から毎年1回、情報セキュリティ対策を主なテーマに原子炉等規制法の規定に基づく立入検査を行ってきたが、情報セキュリティ対策に相当の進展が見られたことから、今後は以下のとおり対応する。

- (1) 情報セキュリティ対策については、NMCCから定期的にその対応状況について報告を受け、継続的に指導を行う。
- (2) NMCCにおける指定業務のマネジメントについては、NMCCの内部監査や定期マネジメントレビューの結果も毎年確認しつつ、情報セキュリティ対策以外も含め業務の実施体制に関するテーマを選択し、今後は2年に1回程度を目安に原子炉等規制法の規定³に基づく立入検査を実施していく。

以上

³ 指定情報処理機関に対しては原子炉等規制法第61条の23第1項の規定、指定保障措置検査等実施機関に対しては同法第61条の23の20の準用規定